

福県医発第 1096 号 (地)

平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



群馬県医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、群馬県医師国民健康保険組合より平成 17 年 10 月 1 日より療養の給付割合を 8 割から 7 割に改定する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

○ 給付割合の改定

被保険者種別	給付割合 (入院・入院外)	
	現行 (平成 17 年 9 月 30 日まで)	変更後 (平成 17 年 10 月 1 日から)
組 合 員	8 割	7 割
家 族	8 割	7 割
従業員組合員	8 割	7 割
従業員の家族	8 割	7 割

※ 3 歳未満、前期高齢者及び老人保健医療対象者の方は、法に定める給付割合

○ 施行期日 平成 17 年 10 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清



群医国発第32号
平成17年9月1日

各都道府県医師会長 殿

群馬県医師国民健康保険組合
理事長 家 崎 智



給付割合の変更について

本組合の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では平成17年10月1日より療養の給付割合を8割から7割に改定しますので、予めご通知いたします。

つきましては、被保険者別の給付割合は下記のとおりでありますので、貴管下会員への周知方について格別のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合

被保険者種別	給 付 割 合 (入院・入院外)	
	現 行 (平成17年9月30日まで)	変 更 後 (平成17年10月1日から)
組 合 員	8 割	7 割
家 族	8 割	7 割
従業員組合員	8 割	7 割
従業員の家族	8 割	7 割

※ 3歳未満、前期高齢者及び老人保健医療対象者については、法に定める給付割合

2. 実施時期 平成17年10月1日より実施

